

令和2年第5回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和2年12月1日(火) 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、大沢 耕
- 4 欠席者 加賀谷 得子
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、畠山 範之、田村 慎一
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
議案第 7号 選挙人名簿に登録することについて
議案第 8号 選挙人名簿から抹消することについて
報告第14号 登録の移替えをした者について
報告第15号 選挙権を有する者の50分の1の数について
報告第16号 選挙権を有する者の3分の1の数について

午前8時57分

石井書記長 おはようございます。ただいまから、令和2年第5回選挙管理委員会を開会いたします。開会にあたりまして、嶋田委員長よりご挨拶をいただき、引き続き進行の方もよろしく申し上げます。

嶋田委員長 おはようございます。

今日から12月ということで、急に気温が下がり雪も降っていますが、体調の維持管理には十分気を付けていただきたいと思います。今日は加賀谷委員が欠席ということで、3人で審議することになりますのでよろしく申し上げます。

今朝の新聞でわかったのですが、県知事選挙の投開票日が4月4日ということに決まりました。年度当初ということで事務局の皆さんは何かと煩雑な時期で大変と思いますが、頑張ってくださいと思います。

嶋田委員長 それでは、早速、令和2年第5回目の選挙管理委員会を始めたいと思いますけれども、本日の会議録の署名委員ということで、大沢委員と田村委員にお願い致します。

それでは、案件の議案第7号「選挙人名簿に登録することについて」。内容について、事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。それでは議案第7号「選挙人名簿に登録することについ

て」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、令和2年12月1日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

説明致します。

まず、「1」の新有権者登録については、令和2年12月1日までに満18歳に達する方で、生年月日では平成14年9月3日から平成14年12月2日までの方が対象となります。人数は、男12人、女21人、計33人となります。

次に、「2」の転入登録については、令和2年9月1日以前より引き続き三種町に居住され3ヶ月を経過された方が対象となります。転入日では、令和2年6月2日から令和2年9月1日までに転入した方で、人数は、男23人、女19人、計42人。

よって、本日の登録者総数は、男35人、女40人、合計75人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、1頁に、転入登録につきまして、2頁～3頁に記載しております。

議案第7号の説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長 皆さん、何かございませんか。
(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 無いようでございますが、議案第7号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第7号を原案どおり決定することと致します。

嶋田委員長 次に、議案第8号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明の方をお願いします。

畠山書記 はい。議案第8号「選挙人名簿から抹消することについて」。公職選挙法第28条の規定により、令和2年12月1日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、死亡の届出が令和2年9月1日から令和2年11月30日までの方が対象で、男38人、女40人、計78人となります。

次に、「2」の転出抹消者につきましては、今回は、令和2年7月31日以前に三種町から転出され4カ月経過された方が対象となります。転出日の範囲は、令和2年5月1日から令和2年7月31日までとなります。人数は、男22人、女31人、計53人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男60人、女71人、合計131人となっております。

対象につきまして、死亡抹消は別冊名簿の4頁～5頁、転出抹消は6頁～7頁に記載しております。死亡抹消者名簿のNo. 28の方ですが、10月9日に手続きされていますので今回の抹消となります。また、転出抹消のNo. 46、49の方ですが、いずれも10月の手続きで、実際の転出日がそれぞれ4月1日、平成31年3月1日でしたので、今回の抹消となります。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

嶋田委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長 何かございませんか。

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ないようであれば、議案第8号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第8号を原案どおり決定致します。

続きまして、報告第14号「登録の移替えをした者について」。説明をお願いします。

畠山書記 はい。報告第14号「登録の移替えをした者について」。

令和2年12月1日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和2年9月1日から令和2年11月30日までの町内転居により投票区の移替えをした者は男9人、女21人、合計30人となります。

別冊名簿の8頁～10頁に対象者を掲載しております。No. 1、19、26の方ですが、死亡抹消のNo. 7、37、65にも記載されております。これにつきましては、移し替えの後にお亡くなりになられたということで、確認しております。

説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長 何かありませんか。

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 なければ、報告第14号を原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 続きまして、報告第15号と報告第16号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告第15号「選挙権を有する者の50分の1の数について」、報告第16号「選挙権を有する者の3分の1の数について」、説明の方お願い致します。

畠山書記 はい。報告第15号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は288である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数の算定については4頁に選挙人名簿登録者数の増減表を載せておりますのでそちらをご覧ください。

今回12月定時登録の抹消者数が131人、登録者数が75人、差引きしました今回の名簿登録者数が男6,638人、女7,721人、合計で14,359人となり、9月定時登録から56人の減となっております。この14,359人の50分の1の数が288となります。

続きまして、報告第16号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,787である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数の3分の1ですので4,787となります。

以上で、報告第15号と第16号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。報告第15号、16号については計算上で出てくるものでありますので、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第15号、第16号を原案どおり決定致します。

嶋田委員長 本日の議案審議は以上です。

嶋田委員長 委員の皆さん何かありますか。なければ、今後の予定を事務局から。

畠山書記 はい。それでは今後の日程についてご説明いたします。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

嶋田委員長 それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午前9時39分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____